

○富山市舞台芸術パーク条例

平成17年4月1日

富山市条例第115号

改正 平成17年9月30日富山市条例第313号

平成19年3月26日富山市条例第6号

平成20年3月26日富山市条例第9号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、舞台芸術の創作及び教育、研究に関する新たな文化環境（以下「舞台芸術パーク」という。）を創造し、もって市民の芸術文化活動の振興に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 舞台芸術パークの位置は、富山市呉羽町2247番地3とする。

2 舞台芸術パークに次に掲げる施設を設置する。

(1) 富山市民芸術創造センター

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に前条第2項各号に掲げる施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2項各号に掲げる施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(2) 富山市民芸術創造センター（以下「センター」という。）の使用の承認に関する業務

(3) センターの使用料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、第2条第2項各号に掲げる施設の管理に関し市長が必要と認める業務

（開館時間）

第2条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後10時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第2条の5 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

（使用の承認）

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

（使用の承認の取消し等）

第5条 指定管理者は、第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用を終了したとき(第5条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市舞台芸術パーク条例(平成7年富山市条例第1号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市条例第313号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市舞台芸術パーク条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市舞台芸術パーク条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成19年3月26日富山市条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日富山市条例第9号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日富山市条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

種別	使用時間区分による金額 (円)														超 過 料 金 1 時 間 に つ
	9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 5 時	1 6 時 ～ 1 8 時	1 9 時 ～ 1 2 時 3	1 9 時 ～ 1 5 時	9 時 ～ 1 8 時	1 3 時 ～ 1 8 時	1 6 時 ～ 1 1 時	1 6 時 ～ 1 2 時	1 6 時 ～ 1 3 時	9 時 ～ 1 1 時	1 3 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 2 時	9 時 ～ 1 2 時	

					0 分				0 分			0 分		分	き ( 円)	
舞台稽古場	4, 1 0 0	3, 4 0 0	3, 6 0 0	4, 0 0 0	7, 6 0 0	6, 3 0 0	5, 9 0 0	6, 5 0 0	9, 7 0 0	9, 0 0 0	8, 8 0 0	1, 1 9 0	1, 1 3 0	1, 4 2 0	2, 7 0 0	
リハーサル室	4, 1 0 0	3, 4 0 0	3, 6 0 0	4, 0 0 0	7, 6 0 0	6, 3 0 0	5, 9 0 0	6, 5 0 0	9, 7 0 0	9, 0 0 0	8, 8 0 0	1, 1 9 0	1, 1 3 0	1, 4 2 0	2, 7 0 0	
大練習室	2, 7 0 0	2, 1 0 0	2, 2 0 0	2, 7 0 0	5, 0 0 0	4, 3 0 0	4, 0 0 0	4, 3 0 0	6, 5 0 0	5, 9 0 0	5, 9 0 0	8, 0 0 0	7, 6 0 0	9, 7 0 0	1, 6 0 0	
中練習室	1, 8 0 0	1, 6 0 0	1, 7 0 0	1, 8 0 0	3, 5 0 0	3, 0 0 0	2, 9 0 0	3, 1 0 0	4, 5 0 0	4, 2 0 0	4, 2 0 0	5, 7 0 0	5, 4 0 0	6, 7 0 0	1, 1 0 0	
練習室 (1から4まで、2 1、2 2及び 30か	6, 0 0	6, 0 0	6, 0 0	7, 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	2, 0 0 0	1, 6 0 0	1, 7 0 0	2, 4 0 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0	2, 8 0 0	6, 0 0

ら34 までの 各室)															
練習室 (5か ら20 まで及 び23 から2 9まで の各 室)	4 0 0 0	4 0 0 0	4 0 0 0	6 0 0 0	1, 1 0 0 0	8 0 0 0	8 0 0 0	1, 0 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	1, 2 0 0	1, 9 0 0	1, 7 0 0	2, 1 0 0	4 0 0 0
研修室	1, 3 0 0	1, 6 0 0	2, 0 0 0	2, 4 0 0	5, 8 0 0	2, 7 0 0	3, 3 0 0	4, 0 0 0	7, 1 0 0	4, 2 0 0	5, 1 0 0	8, 1 0 0	5, 8 0 0	8, 7 0 0	2, 0 0 0
会議室	1, 3 0 0	1, 6 0 0	2, 0 0 0	2, 4 0 0	5, 8 0 0	2, 7 0 0	3, 3 0 0	4, 0 0 0	7, 1 0 0	4, 2 0 0	5, 1 0 0	8, 1 0 0	5, 8 0 0	8, 7 0 0	2, 0 0 0
舞台美 術製作 室	日額 1, 100円														
アトリ エ	日額 1, 700円														
附属設 備	規則で定める額														

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設を使用する場合は、この表に定める額（市外に住所を有する者にあつては、前号の規定を適用した額。以下同じ。）の20パーセントに相当する額（以下「冷暖房料金」という。）を加算する。
- 3 次の各号に定める全日使用（9時から22時30分までの使用をいう。以下同じ。）をする場合の1日当たりの額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。ただし、冷房又は暖房期間中に施設を使用する場合は、この額に冷暖房料金を加算した額とする。
  - (1) 5日以上30日以内継続して全日使用をする場合（研修室及び会議室を除く。） この表に定める額の50パーセントに相当する額
  - (2) 31日以上90日以内継続して全日使用をする場合（アトリエに限る。） この表に定める額の25パーセントに相当する額
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。